

平成 25 年 9 月 4 日

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 御中

日本弁理士会 商標委員会
第1委員会委員長 神林 恵美子
第2委員会委員長 佐藤 俊司

【商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見】

日本弁理士会商標委員会より、「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示」に対して、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくご検討をお願いいたします。

1. 意見の内容

- (1) 欧文字3文字・4文字からなる標章の大臣指定は慎重であるべきであり、特に、標章「CPA」及び標章「OCI」は、大臣指定を必要性が見いだせないから、再検討すべきである。
- (2) 本告示の標章を含め、本来的には大臣指定を行うべきではない標章が相当程度大臣指定を受けている現状を銘肝した上で、商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の「類似」概念の考え方について早急に検討を行うべきである。

2. 理由

(1)について

国際機関の正式名称については、その機関名や具体的活動内容を認識していないとも、その名称からして「国際機関」であることを容易に理解し得るため、国際事務局より通知された「国際機関の正式名称」について一律に大臣指定を行うことで問題はない。

一方、欧文字3文字・4文字よりなる標章(以下、「欧文字3文字標章等」という)は、国際機関の略称としてのみ用いられるものではないから、その全てが国際機関と関係があると誤認させるものではない。寧ろ、取引業界において各種団体の略称表記を行う際に用いられることが多いから、その殆どが国際機関とは無関係に理解され得るものである。

従って、欧文字3文字標章等については、商標の採択の幅を不当に制限することのないように、その大臣指定は慎重に行う必要がある。具体的には、国際事務局より通知された欧文字3文字標章等の全てについて大臣指定を行うべきではなく、それが我が国的一般需要者、取引者にとって当該国際機関を示すものと認識される蓋然性が高いと認められる場合にのみ、大臣指定を行うべきである。

然るに、本告示では、欧文字3文字標章等として、五つの標章が大臣指定の対象となっている。

この五標章の中でも、特に、

標章「CPA」（常設仲裁裁判所の標章「五」）

標章「OCI」（イスラム協力機構の標章「六」）

の二標章については、国際機関の略称として我が国において通用しているものではないから（我が国では、各々「PCA」、「OIC」という別の略称が用いられており、今後、これらの標章が「国際機関の略称」と認識される蓋然性が低いから）、我が国において商標法第4条第1項第3号による保護を与える必要性が見出せない。

従って、少なくとも上記二標章については、大臣指定の必要性を再検討すべきである。

(2)について

仮に、国際事務局より通知された欧文字3文字標章等について、今後も一律に大臣指定を行うのであれば、商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の「類似」概念について、早急に検討を行うべきである。

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会 報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」では、「パリ条約上の義務や我が国の事業者の商標選択の幅を過度に狭めないようにすること等を考慮すれば、商標法第4条第1項第3号について、国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標は、本号の対象とならないような措置が適当である。」とされており（16頁）、一律に大臣指定がなされていることで生じている不都合を是正するための法改正が行われる予定となっている。

大臣指定が有効に機能していない現状において、この法改正が行われれば、国際機関等とは無関係の商標が登録排除をされるという事態を防止することが可能となるが、下記2点で問題がある。

- A) 大臣指定を受けた欧文字3文字標章等は、現在も増加の一途を辿っているが、法改正の時期が未だ決まっていない。取引業界において欧文字3文字標章等が

取引業界において自己の「略称標記(商標)」として用いられることがよくみられるところで、我が国の事業者の商標選択の幅を過度に狭めないようにするためには、その対応を適切に行なうことは喫緊の課題である。

B) 商標法第4条第1項第3号において「国際機関との関係を暗示又は誤信させるおそれ」を加重要件とした場合には、同号の「類似」概念が今まで以上に形式的に判断されることになると思われるが、その結果、同第2号及び第5号の「類似」概念も形式的に判断されることになりかねない。

従って、「類似」の概念の検討を行うことなく、法改正のみにその対応を委ねた場合には、同盟国の紋章に化体した国の尊厳維持や同盟国の政府・公共団体の監督権の維持とは無関係の商標が、今まで以上に商標法第4条第1項第2号及び第5号をもって登録排除となることが懸念されるところで、かかる事態は上記法改正の趣旨に反するものである。

かかる状況に鑑みれば、商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の「類似」概念の検討は、法改正を待つことなく、早急になされるべきである。

なお、予定されている法改正が商標法第4条第1項第3号のみを対象としているのは、パリ条約6条の3(1)(c)の規定を受けているのが同号のみであるためと推測されるが、パリ条約上は「紋章学上それらの模倣と認められるもの」の登録排除を求めるにすぎず、「類似」の概念で規律するわが国商標法は、その点でも、適用範囲がパリ条約より拡がっている点にも注意すべきである。

要求する「類似」概念の検討は、この「紋章学上の模倣」と同程度の解釈を求めるものであり、「誤信暗示要件」の追加と相容れない検討要素ではない。

※ 本意見の内容に関するお問い合わせは、下記の意見等連絡先までお願い申し上げます。

記

[担当者] 日本弁理士会 事業部 業務国際課 花田 茜
[住所] 〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目四番二号
[電話番号] 03-3519-2307
[FAX番号] 03-3581-9188
[電子メール] a.hanada-jpaa@nifty.com

以上